発　達　障　が　い

― 発達障がいとは ―

平成17年4月より発達障害者支援法に基づいた取り組みがスタートしています。発達障害者支援法では、これまでの制度の谷間におかれていて、必要な支援が届きにくい状態となっていた「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥性多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象となりました。

この法律は「発達障害」のある人が、生まれてから年をとるまで、それぞれのライフステージ（年齢）にあった適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、この障害が広く国民全体に理解されることを目指しています。

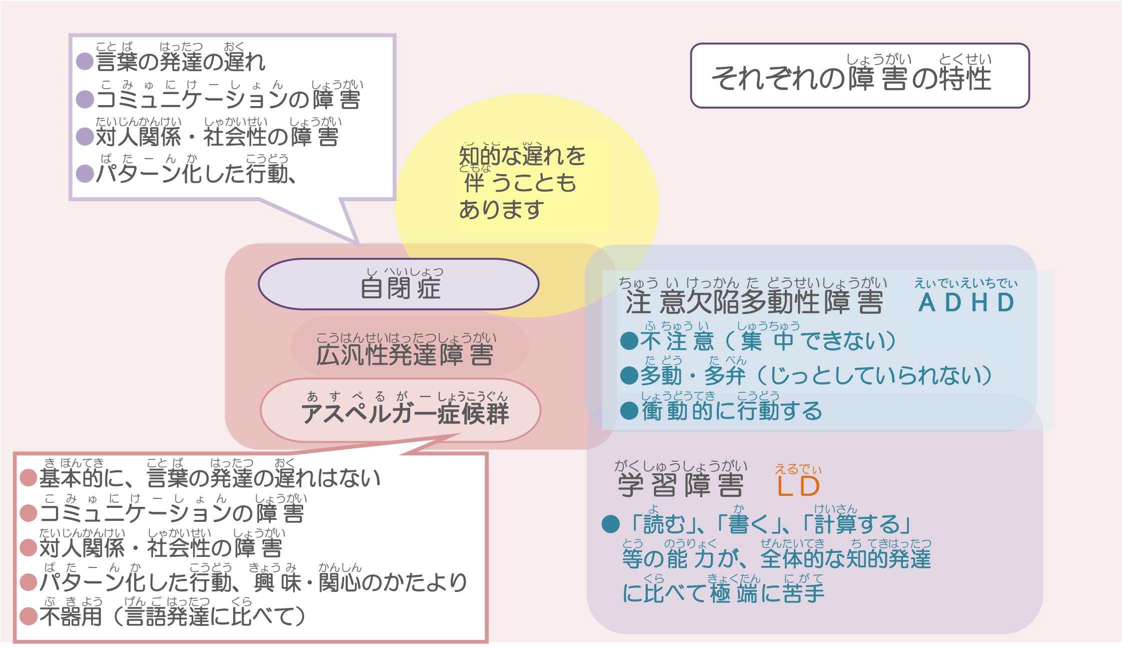

（厚労省発行パンフレットより）

―― 札幌市の支援体制 ――

札幌市は、平成17年4月に発達障害者支援体制整備事業として「札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議」を設置しました。この会議の目的は、保健、福祉、医療、教育、就労、当事者・親の会等の広く民間の関係機関からの協力を得て支援システムに基盤づくりをするもので、多くの分野に及ぶ連携を必要とする発達障がい者支援対策には欠かせない組織です。この連絡会議では、発達障がい者のライフステージにおける課題に応じた複数の部会を設定し、それぞれ年間の検討テーマを決めています。年度末には、各部会で検討された

結果やプロジェクトで開発された手法、部会の前段階としての勉強会で検討された案などが連絡会議に報告され、庁内検討会議においてさらに検討が加わり、乳幼児期から青年期への一貫した支援として発達障がい者施策へとつなげていきます。

（札幌市発達障害者支援体制整備事業）

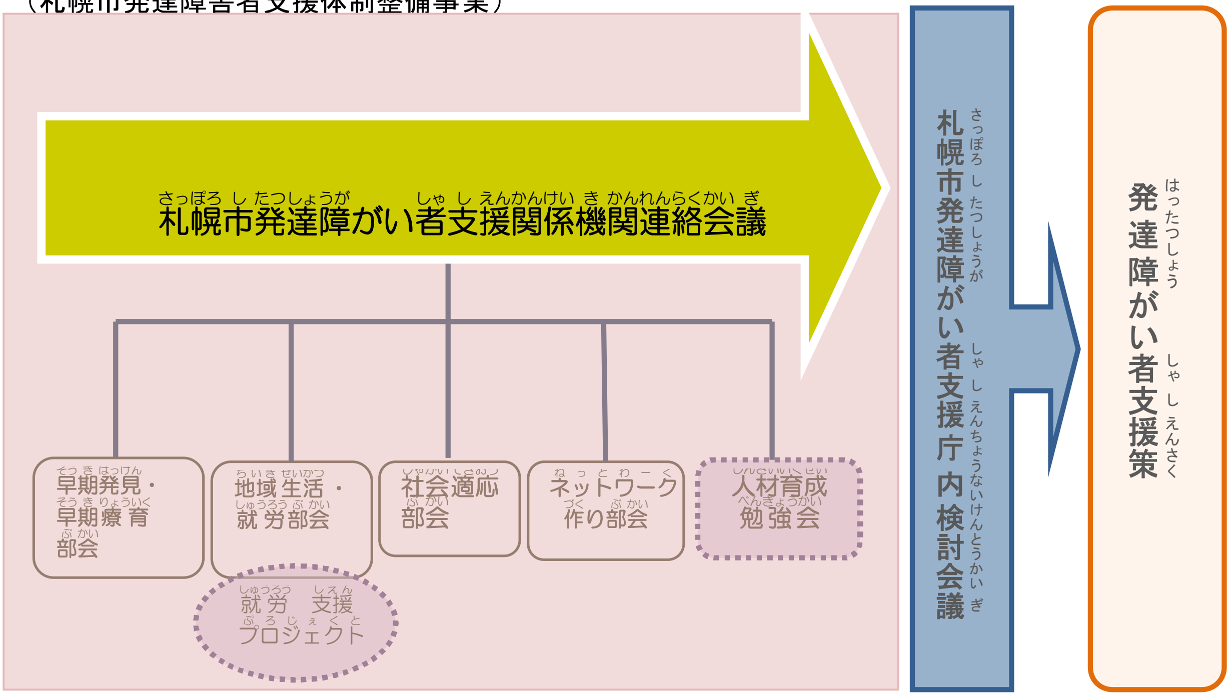

平成21年度の主な検討事項は、地域における保護者支援システムの整備に必要な各職種間の相互理解、子どもの成長状況を理解し親の様子に応じた育児支援ができる人材育成のシステムづくり、発達障がいのある子どもの成長と支援内容が記録できるツールの開発と活用方法等があります。就労に関するプロジェクトチームでは、分かりづらいと言われる発達障がいの特徴と支援のコツが見て分かるように、イラストを使い視覚化を試みた小冊子（完成予定平成21年度末）を作成しています。これは、当事者の仕事がスムーズに運ぶための「雇用の参考書」として、また、当事者や家族が「障がい特徴を知るためのハンドブック」になる等、使う人によって様々な機能が発揮できるソフトウェアの開発です。

発達障がい者支援において、地域で個別支援が充実するための支援システムの整備と、すぐに使える支援の手法開発は車の両輪の関係であり、今後の大きな柱であると考えています。

また、支援対策の全容を一覧表にした「発達障がい者支援施策概要」では、札幌市における発達障がい者支援策の全容を分かりやすくするとともに、個別の相談支援機関が効果的に活用できることをめざして乳幼児期から青年までの成長に応じた「育児・就労等の分野別支援マップ」の作成に取り組んでいるところです。